

支部ニュース

2022年10月 No.587

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

●9月21日-三多摩地域幹事会の参加者の報告	1
●9月28日-セクハラ窓口開設三周年記念集会	
※「ハラスメント防止のために」	青龍美和子 8
※記念集会概要	10
●関東大震災9.9周年「朝鮮人犠牲者追悼式典」の報告	宮川泰彦 12
●核兵器禁止条約と憲法9条	野澤裕昭 14
●憲法署名はじめました	船越賢明 15
●9・19と9・27集会に参加して	
※「さようなら戦争 さようなら原発9・19大集会」に参加しました	岩本拓也 16
※「国葬」反対9.27国会前大行動に参加して	塙本和也 16
※国葬反対国会前集会に参加して	和田壮一郎 17
●9幹事会議事録	17



9月21日-三多摩地域幹事会の参加者の報告

1, 建設アスベスト訴訟（東京）の活動報告 井橋 育

1 概要

首都圏建設アスベスト訴訟は、建設現場において建築作業に従事してきた被災者らが、石綿含有建材から発生した石綿粉じんが原因で石綿関連疾患に罹患したことから、国と石綿建材メーカーを相手に損害賠償（慰謝料）を請求している事件である。



2 2021年及び2022年のたたかい

(1) 2021年5月17日各1陣訴訟最高裁判決

最高裁は、2021年5月17日の判決で、屋内作業従事者との関係で国の規制権限不行使の責任を認めた。また、最高裁は、一部の被災者との関係で、一部の建材メーカーの責任を認め、その前提として、建材メーカーが新築工事の屋内作業従事者（後続作業者を含む）に対して石綿含有の事実、石綿の危険性等を警告する義務（警告義務）を負うこと、民法719条1項後段が類推適用されること等を認めたほか、類推適用の要件充足のための原告による立証方法を是認し、総論的な争点がある程度整理された。

一方で、最高裁は、国との関係でも、建材メーカーとの関係でも、屋外作業従事者との関係では、石綿被害の予見可能性がなかったとして、責任を否定した。

なお、建材メーカーの責任が全否定されていた東京1陣訴訟は、最高裁によって破棄差し戻され、現在、東京高裁に係属中である。

(2) 解決に向けた動き

上記の最高裁判決を受けて、当時の首相が原告への直接の謝罪をし、国は、提訴済みの被災者との間では和解を進め、未提訴の被災者との関係では給付金制度を設けること等を約束した。そして、実際、提訴済みの被災者のうち大多数が現在までに国との間で和解が成立したほか、給付金制度の開始が本年に実現し、全面解決に向けた大きな動きがあった。

(3) その後の建材メーカーとのたたかい

その一方で、建材メーカーは、解決に向けた動きを全くせず、いずれの訴訟においても、徹底抗戦を続け、むしろ解決を徒に引き延ばし続けている。

また、2022年6月3日の最高裁判決により、解体作業従事者との関係で、建材メーカーの警告義務がないとして、その責任が否定されてしまっており、上記の屋外作業従事者との関係とともに、重大な課題として残っている。

このような建材メーカーを追い詰めるべく、同月8日に、建材メーカーを相手とする訴訟を、東京を含めて全国でいっせいに提起した。その結果、現在、東京訴訟は、1陣と2陣が東京高裁に、3陣と4陣が東京地裁にそれぞれ係属しており、建材メーカー相手の訴訟が続いている。

3 残された課題

(1) 建材メーカーとの関係で残された課題

建材メーカーの責任については、これまでの訴訟で、共同不法行為論に関する争点が整理されてきており、現在の中心的な争点は、建材メーカーが負うべき責任の範囲（いわゆる「寄与度」）に移行してきている。

もっとも、屋外作業従事者や解体作業従事者との関係では、これまでの判決で建材メーカーの責任が否定されてきており、課題として残り続けている。特に、解体作業従事者との関係でいえば、今後、石綿含有建材を使用した建物の解体工事のピークを迎える見込みであり、さらなる被害発生が予想され、その被害防止、将来の被害者の救済が求められるところである。

(2) 解体作業従事者との関係で警告義務を否定した最高裁判決の評価・批判

最高裁は、解体作業従事者との関係で建材メーカーの警告義務を否定した理由としては2点挙げている。

1つ目の理由として、解体工事が数十年経った後に行われるため、新築工事時に施された警告表示が、解体工事までに判読困難、視認困難になる可能性があるとの考え方から、原告主張の警告方法に実現性、実現性が乏しい（結果回避可能性が低い）ことを挙げる。しかしながら、解体工事には、数十年経った後に建物撤去のために行われる建物全体の解体工事だけでなく、リフォーム等のために行われる建物の一部の解体工事もあり、後者の解体工事は、建物完成後比較的早期のうちに行われる。そのため、後者の解体工事に従事した者との関係では、最高裁判決の射程は及ばない。また、判読困難、視認困難になる可能性があるか否かの判断は、具体的な建材の使用方法や建築工事の実情等を考慮・検討するべきであるが、最高裁はそのような検討を全くしていない。

2つ目の理由としては、解体事業者によって解体作業従事者の安全が確保されるべきということを挙げる。しかしながら、解体事業者の解体作業従事者に対する安全配慮義務が発生するとしても、建材メーカーの警告義務が否定（免責）されるという法的関係はない。また、解体事業者による石綿粉じん防止対策には、実効性・実現性がなく、期待可能性も乏しいため、解体事業者によって解体作業従事者の安全性を確保することは不可能であり、最高裁は、このような実情を全く考慮していない。

最高裁判決の問題点はこれに尽きないが、係属中の各訴訟において、最高裁判決を乗り越えるために、たたかい続ける予定である。

(3) 給付金制度の課題

上記のとおり、給付金制度が開始されており、提訴せずに早期に救済することが制度の目的となっているはずであるが、給付金の受給要件具備のために、建築作業に従事した作業歴やその作業の内容などを、資料を添えて立証する必要があり、この立証に苦労している者が多数いる。

また、給付金は、屋外作業従事者は対象外であるため、屋内作業に従事していたことを立証するか、それが不可能であれば国との関係で訴訟をするしかなく、いずれにせよ、救済までの道のりが険しい。

以上のとおり、全面解決のために乗り越える必要がある様々な課題が残されているため、引き続き弁護団は全面解決に向けて尽力する。

2 三多摩法律事務所 平 和元団員－多摩地域での憲法運動

2022年は憲法の危機の年としてはじまりました。コロナ禍で、リアルでの集会ができない、オンラインでの集会では迫力がないといった困難もありました。もっとも、この度の旧統一教会問題で、自民党の議員が旧統一教会と深い関わり合いがあったこと、安倍元首相自身が深く関わっていたことが

国民党に明らかになるとともに、旧統一教会が自民党の政策に影響を与えてきたことが明らかとなり、自民党の節操のなさを国民が知ることとなりました。

地域での憲法運動としては、「三多摩市民アクション」や立川市民連合と一緒に活動をしていて、工夫をして集会を開催したり、ビラを配ったりしています。事務所には多くの講師依頼が寄せられており、学習会の講師を積極的に引き受けています。市民向けに学習会をすることにより、一緒に運動をしていく決意を固め合っています。民主団体や労働組合以外の団体にも講師を派遣し、連続講座を開催しています。学習会のレジュメは事務所の所員で共有をしています。私自身は、今年に入ってから20回近く講師を引き受けました。

国葬の前日9月26日には、地元でリレートーク等を大掛かりにやる予定です。参議院選挙後、憲法をめぐる情勢の潮目は変わりました。引き続き意欲的に活動を続けていきます。

3 ひめしやら法律事務所 杉野 公彦団員－横田基地騒音公害訴訟について

多摩地域において昔から問題となってきた横田基地の騒音について、今回4度目の訴訟を提起しました。

横田基地は、多摩地域の5市1町にまたがる軍事基地で、ベトナム戦争のころから騒音が激甚となり、騒音のために集団移転も行なわれるなど地域の大きな問題となっていました。今も基地機能が拡大し、オスプレイが配備されるなどしており、騒音問題は深刻化しています。今の季節ですと窓を開けて秋の空気を感じたいところですが、騒音被害の大きな地域では窓を開けた途端に騒音で声も聞こえなくなり、精神や身体にも被害が生じています。

横田基地における最初の騒音訴訟の提訴は1976年で、訴訟の度に過去分の損害の賠償とともに飛行の差し止めや将来の損害に対する賠償を求めていますが、過去分の損害の賠償は認められても他の二つの請求は認められていません。

下級審レベルでは、先の請求のいずれも肯定的にとらえる判決が出つつあり、東京高裁でも、判決中で、これら騒音問題は受容限度を超えるものであるのに未だこれを補償する制度がないのは法治国家として怠慢のそりを免れない、というような踏み込んだ指摘がなされたこともあるのですが、最高裁レベルではこのような点は未だ汲み取られていないのが実情です。今回こそは将来の損害等についても賠償が認められるように尽力するつもりです。

今回の訴訟は、すでに今年5月に提訴をしていますが、第1回口頭弁論期日はまだ指定されていません。原告は1200人を超えており、過去に原告となった住民のみならず、新たに引っ越しをしてきた住民も多数原告になっています。さらに第2陣の提訴も予定されています。このように多数の原告を擁する大型訴訟ですので、応援のみならず弁護団に参加をしていただき、実際に援助もしていただければ幸いです。

4 三多摩法律事務所 植木 則和団員－「憩いの家」に関する住民訴訟について

現在、私は東村山市を相手とする住民訴訟に取り組んでいます。

この「憩いの家」というのは、市内に4ヶ所ある高齢者向けのレクリエーション施設であり、2011年までは社会福祉協議会が管理をしていたのですが、2012年から2017年まで民間委託され



ていました。しかし、民間委託された途端、施設運営に不可欠な項目に関する業務がなされないようになったということで、主位的に委託費用の全額、予備的に不履行分に関しての損害を賠償すべきということで、2020年に住民訴訟を提訴しました。

提訴に先立つ監査請求の直後、市は、それまでは「算定不可能」としていたにもかかわらず、不履行分の損害計算を行ない、これを委託先業者に請求して支払があったため、その損害の補填がなされたということで、これを理由に監査請求は棄却されてしまいました。

なお、配布の資料のとおり、本件については、委託先業者による管理に係る見積額と市の入札予定価格がほとんど一致していたという事実があり、これは談合乃至談合類似の経緯があったのではないかということで、この点についても不正な癒着を基礎づける重要な事実であると主張しています。

訴訟は、この間Web期日によって主張整理がなされてきました。人証も申請し、原告本人や市の担当者、委託先業者の調査担当責任者が採用され、近々証人尋問が行なわれる予定です。

決して簡単な訴訟ではありませんが、原告側としては、少なくとも委託先業者の不履行の事実があったことが明らかになった後に支払われている費用については不正な公金支出であると確実に認定されるべく、注力しているところです。

引き続きご支援をいただけますと幸いです。



5 三多摩法律事務所 田所 良平団員－巨大物流倉庫の建設に関する住民運動について

昭島には「昭和の森ゴルフ場」というゴルフ場があります。広さはおよそ60万m²で付近住民にとっては風光明媚なゴルフ場として親しまれていました。

しかしながら、このゴルフ場の親会社が事業に失敗したことなどの理由により、今般当該ゴルフ場の土地を多国籍企業が買収し、ここに巨大な物流倉庫を建設しようという動きがでてきました。これは、高さ最大50メートルほどの物流倉庫を6棟、情報センターを9棟、複合商業施設のようなものを1棟建設をするというような内容です。今までの環境が激変するのではないかとのことで、地域住民は懸念を深めています。



この件については、この問題を考える会が設立され、企業に質問状を送ったり、学習会を行なうなどの活動を行なっています。今後行なわれる予定の東京都の環境アセスメントにも関わったり、ワークショップの実施も予定しています。

本件についての主要な問題のひとつとして、ピーク時における交通量の増大があげられます。特にこの付近には小学校等が複数あり、通学の時間帯に多くの自動車が行き交うこととなります。そのため地域の小学校のPTAでも、通学路をトラックの通路とすべきではない旨の請願を議会に提出するなどの動きがあります。議会でも一部議員と懇談を行ない、議員のほうも当該問題に取り組む姿勢を見せているようです。

今でさえ、この付近の主要幹線である五日市街道は片側一車線にすぎず、混雑が常態化しているの

に、さらに交通量が増えれば混雑は一層激しくなるとともに、道路の傷みも深刻なものとなることが予想されます。また、付近の自然や生物にも影響が出てくるのではないか、特にデータセンターは膨大な熱を発するということであり、これをどう冷やしていくのか、熱は周囲に影響を与えないのか、また昭島市は飲料水等を地下水で補なっていますが、これに影響を与えないのか、加えてゴルフ場だったところをすべてコンクリートで固めることで何か悪影響は生じないのかといった問題も考えられるところです。

今後もこの問題についての取り組みを続けていきますので、関心を持っていただけますと幸いです。

6 八王子合同法律事務所 石島 淳団員－国民救援会三多摩総支部での活動について

私は国民救援会で三多摩総支部の副会長を務めていますので、この救援会の活動について紹介をしたいと思います。

日本国民救援会は1928年に発足しました。当時の治安維持法で弾圧された人々の支援活動を行なったのがきっかけとなって結成されました。戦後もさまざまな弾圧事件や冤罪事件の支援、市民の自由を制約する悪法に反対する運動や、また選挙活動の自由を求めるさまざまな活動も行なっています。このように救援会は歴史が古く、また全国規模の組織です。多摩地域だけでも20くらいの支部があります。



総支部では、地域に何らか関わりのある事件に取り組むことが多いと言えます。古いものでは三鷹事件や名張毒ぶどう酒事件などといった事件に取り組んできました。三鷹事件とは、列車暴走により人が亡くなった事件であり、仕組まれた謀略事件、冤罪事件であるとして今も再審の活動を行なっています。また、名張の事件は、事件の発生自体は三重県ですが、事件の被告人であった奥西勝さんが病気になった際に八王子の医療刑務所に収容されていた縁で、総支部も活発に支援の活動に取り組むこととなりました。奥西さんは今から7年前に亡くなりましたが、その親族が冤罪を晴らそうと今も活動を続けています。10月が命日月なのですが、毎年10月には駅前などで街頭宣伝を行ない、事件の風化を防ぐ活動を行なっています。

これらはいずれも古い事件ですが、最近の事件についても取り組んでいます。直近で言えば、判決が一般マスコミのニュースでも大きく取り上げられていましたが、乳腺外科医わいせつ事件に関する活動を行なっています。これは全身麻酔で手術した際、患者がせん妄状態下で医師からわいせつ行為をされたとの証言が問題となっている事件であり、東京高裁の有罪判決が最高裁で破棄差し戻しました。

このように、救援会では、冤罪事件の支援のために種々の活動に取り組んでいます。

また、救援会では、誤った裁判をただすことが重要であるとの考え方から再審制度の改正に関する運動についても力を入れており、運動の一環として、地方議会での請願活動を行なったりもしています。

さらに、例えば市民的自由の保障に関する活動も行なっています。最近の事件支援の取り組みということでは、狛江市の公民館ではたらいていた人がパワーハラを受け、パワーハラをした館長を相手とする訴訟を行なっています。この事件は1、2審で敗訴となってしまったため、現在最高裁でのたたかいが続いている。

表現の自由に関しては、三鷹市の共産党市議団の関係者が議会報告のチラシを集合住宅のポストに配布したことについて、市議団が訴えられた民事訴訟事件に取り組み、勝利判決を勝ち取りました。先の参院選に際しても、この判決の内容は、ビラやチラシの配布活動を旺盛に行なっていくうえでたいへん参考となるものであり、総支部として判決に関する独自ビラを作成して宣伝をしました。

もちろん、のびのびと選挙活動に取り組むとともに、弾圧に対する警戒を怠らないようにするため、各支部では適宜学習会が行なわれています。

最近の傾向として、運動の担い手の減少や高齢化がみられます。総支部では、専従事務局の人に若い方を当たりして、組織の若返りを図るとともに、日頃から会員の拡大に務めています。今後はより一層会員拡大のための活動を強化し、組織を大きくしていくことが求められています。

7 三多摩法律事務所 長尾 宜行団員－映画制作者の表現の自由を守るたたかいについて
いわゆる皇室タブーにより封印されることとなったピンク映画に関する裁判について報告します。
2年ほど前に東京地裁に提訴をした、あるピンク映画の公開中止事件に関する判決が今年7月に言い渡されました。

この映画は、戦争に負けたある国の王が各地を巡幸しているさなかに心優しい女性と出会い、楽しいひとときをすごすというような、ローマの休日をベースにしたストーリーで、内容自体は大逸れたものではありません。ただ、主人公の王が昭和天皇をモデルにしているのではないかということで、公開寸前で配給映画会社である大蔵映画の判断により公開中止となってしまいました。

この映画の監督であり、脚本を書くとともに主演を務めた荒木太郎さんは、独断でこの映画を制作したというわけではなく、大蔵映画と綿密に打ち合わせを行ないながら制作したのであり、実質的には大蔵映画との共同制作作品であると言つてよいと思います。しかしながら、その後、この映画の公開中止を記事にした週刊新潮の取材に対して、大蔵映画の責任者は「会社としてはこうしたものを発注したことはなく、荒木監督が暴走して勝手にこのような映画を制作したのだ」などといった趣旨のコメントを行なったのです。大蔵映画は、予想された右翼の攻撃を前に、監督を守るのではなく、逆に保身を図るために「監督の暴走」をでっち上げたのでした。

結局、新潮の記事は、この映画は「許されざる不敬映画」であり、大蔵映画の意に反して映画を制作した荒木さんは謝罪をしているなどというまったくの事実無根の内容になっていました。このような記事内容について、大蔵映画と新潮は荒木さんの名誉を毀損したということを主たる請求原因として慰謝料請求訴訟を提訴しました。

判決においては、結論としては新潮の記事内容について名誉毀損は認められなかったものの、映画の公開中止に至る事実の認定においては大蔵映画の主張は完全に否定され、荒木さんの主張が全面的に認められました。公開中止について荒木さんには非はまったくないということが明らかになったのであり、実質的には大蔵映画が映画制作者たる荒木さんの表現の自由を侵害したということを認めたに等しいものと捉えています。

また、新潮の記事の中には映画の脚本がふんだんに引用されていましたが、それは荒木さんら脚本家の著作者人格権の内容たる公表権を侵害するものとされ、この点では慰謝料が認められました。

本件の問題は、表現の不自由展の問題にも通ずるものがあると思います。不自由展について裁判所



は、右翼による妨害のおそれを理由として会場の使用許可を取り消すことはできないとしていますが、本件でも判決は実質上、公開されれば右翼の妨害がありうるとしてもそのことを理由とする公開中止は正当化されないということを言っているのではないかと思えるのです。

なお、この映画の完成データ等は大蔵映画がすべて回収しましたが、そのうえで大蔵映画はすべてのデータを破壊したということでした。真偽のほどは定かではありませんが、真実だとすれば、この映画はこの世から完全に抹殺されたのであって、このような暴挙は制作者を冒涜するものと言わざるをえないと思います。

ともかく、名誉毀損が認められませんでしたので控訴し、知財高裁に係属となりました。名誉毀損の認定については、やはりハードルが高いと感じます。社会的評価の低下が認められない、一応真実性の証明があるということで違法性がない、などとされてしまうことが多いようです。しかし、監督が大蔵映画の「注文に反して勝手に不敬映画を制作した」などという悪罵が映画制作者に対する名誉毀損にならないはずがありません。

今後も本件について注目をしていただければと思います。

8 三多摩法律事務所 植木 則和団員一日野市内のごみ焼却施設の建設に関する問題について

私は日野市の住民なのですが、日野市を含めた三市共同のごみ焼却施設の建設に関する問題を紹介します。

2014年に決定した日野市を含む周辺三市共同のごみ焼却施設の建設問題に関して、地域住民向けの公園の造成がなされたのですが、今般この公園のちょうど真ん中あたりに、このごみ焼却施設への搬入路が造られてしまいました。これに対して住民監査請求を行ない、これが退けられると直ちに住民訴訟を提訴しました。私は、原告兼代理人として活動をしています。

一審の段階で、原告住民側にとって裁判官は好意的であり、進行協議の中で裁判長が現場の視察に来ることとなりました。私は裁判官に対し、原告のひとりとして、子供をひとりで遊びに行かせられないのはおかしい等と訴えました。

判決は、日野市は市長に対して2億5000万円を請求せよというものであり、完全勝訴でした。市側は、この通路は30年間の暫定的なものである旨、また当該通路は工作物にすぎない旨を主張していましたが、判決においては特に顧みられることはませんでした。その後の控訴審も同様の判決で、市側は上告、上告受理申し立てを行なったのですが、今般上告不受理となって判決は無事確定しました。

なお、日野市の副市長については、他にもさまざまな疑惑があり、膚を出し切るという点でも住民の活動は今後も継続されていく予定です。



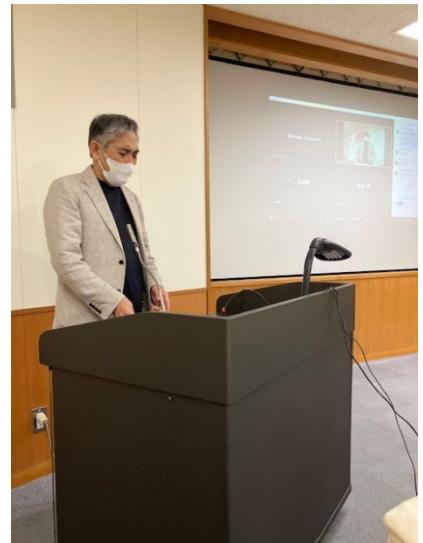
9 野澤支部長挨拶

今回の自由法曹団東京支部、三多摩地域幹事会においては、三多摩法律事務所から7名、8件の報告を頂き、アスベスト問題からピンク映画に関する映画制作者の表現の自由を守るたたかいについてまで幅広いお話を頂きました。大変感謝申し上げます。

今後も国葬問題や統一教会問題、また憲法改正等の問題について様々な動きがあると思います。引き続き皆さまと協力して取り組んでいきたいと思います。

直近では、27日に国葬反対デモ、28日にはセクハラ関係の集会が予定されておりますので、皆様振るって参加いただければ幸いです。また、来月4日には、来る都知事選のスタート集会も開催されますので、立憲野党と共同で次回都知事選もしっかり戦っていければと思います。

今後ともぜひよろしくお願ひいたします



9月28日-セクハラ窓口開設三周年記念集会

「ハラスメント防止のために」

東京法律事務所 青龍 美和子

1 ハラスメント対策の必要性

なぜハラスメント防止措置を取らなければならないのかという点から説明します。

(1) まず、ハラスメントが生じている場合の周囲の人への影響から。

被害者への救済や行為者への対応を怠ることにより、それを見ている周囲の弁護士・労働者が、事務所や先輩に対する信頼をなくします。また、ハラスメント対策に甘い職場は、円満でオープンな人間関係を築くことができなくなります。そうすると、職場の労働者・弁護士の仕事への意欲低下や職場全体の士気が低下し、結局、職場環境が悪化しモチベーション低下が起こります。

(2) ハラスメントをする人（行為者）にとっての不利益ももちろんあります。

事務所内・団体内での信用・評判が低下したり、懲戒処分などのペナルティやそれに伴うダメージが生じえます。また損害賠償請求（場合によっては刑事責任）も追及され得ることになります。

(3) あからさまなハラスメント（違法なハラスメント）により対外的に生じるリスクがあります。



被害者が休職・退職に至ると、それは優秀な人材が流出することにもつながるため、人的損害となります。

また、事務所名・団体名を公表されたり、報道・SNSによる拡散がなされるというレビュー・ション（評判・評価）リスクもあります。

紛争性が高くなり、現場の管理職だけで扱う問題ではなく、会社として対応すべき重大事案となるという、法的リスクも伴います。

(4) ハラスメントに該当するかどうかが微妙な事案（グレーゾーン）を放置することによるリスクもあります。

ハラスメントとは断定できない、として放置したら、違法・不法なハラスメントに発展する可能性があり、先輩や事務所による信頼の低下が起こったり、ストレスの蓄積によりメンタルヘルスに不調をきたすことにもなりかねません。

後々のことを考えると、やはり特に最初の相談（初動）が大事だと思います。

2 セクシャルハラスメントとは

(1) 東京支部の、セクシュアルハラスメント相談窓口の設置に関する規則 第2条によるセクハラ定義は「自由法曹団若しくは本支部の活動、又は本支部団員の活動若しくは職務において、他人に不快感を感じさせる性的な言動（生物学的若しくは社会的な性差、又は、性的指向若しくは性自認を理由とする差別的取り扱いを含む）をいいます。

男女雇用機会均等法11条、厚労省指針では、「職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動と定義されます。

(2) 「意に反する」とは、明確な拒否をされていなくても、あたることがあります（L館事件・最高裁H27.2.26）

「他人に不快感を感じさせる性的な言動」で、特に注意しなければならないのは、親しさを表すつもりの言動であっても、本人の意図とは関係なく。相手を不快にさせてしまうことがあります。不快に感じるかどうかは個人差があります。相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないことが大切です。同性間であってもセクハラ生じえます。

(3) 「性的な言動」とは、第一に、性的関心を口にすることです。

「スリーサイズいくつ？」「胸が大きいね」といった身体的特徴や容姿の良し悪しなどを話題にすることや、体調が悪そうな女性に「今日は生理か」「もう更年期か」など性的な冗談を交わすこと、また、「君、何歳で初体験したの？」「処女か？」「旦那とはどう？子づくりしてる？」といった性的な経験や性生活について質問することもあります。

初めてセクハラが違法と認められた福岡セクハラ事件判決では、「夜な夜な、男と遊び歩いて」など性的な風評を流したりすることも性的な言動にあたるとされました。

第二に、性的な行動として、性的な関係を強要することや、身体を執拗に眺めまわす、性的な電話やメール送信もあたります。カラオケでのデュエットを強要するなども典型です。

性的な関係を強要するこもこれにあたります。

もともと上下関係がある場合、明確に強要をしなくても、相手は勝手に従ってきます。東京M商事事件判決（東京地判 H11.3.12）では、上下関係がある中では「個人間の問題」として解決不能であることが示されています。

性差別的言動も、性的な言動にあたります。弁護士の採用で女性・結婚・出産・育児を理由に採用を拒否すること、「女性は委員長に向かない」といった発言、「男のくせに根性がない」「女は職場の花でいい」といったものがその例です。また、性の多様性に対する差別的言動・取り扱い（性的指向・性自認について侮辱的なことを言う、アウティングする）も、SOG I ハラとして許されません。

差別はたいてい、悪意のない人がします。無意識に、ステレオタイプや思い込みで言います。例えば、「恋人はいないのか」「結婚しないのか」。言っている方は、本気で心配しているのだと思います。しかし、恋愛・結婚は個人の自由です。干渉されたくない人もいます。

私自身、子どもがいない人に「これからお迎え？」と言われたり、「セクハラ対策は女性部がやればいい」と言われたこともあります。

思い込みは厳禁です。発言は慎重にしましょう。

3 東京支部2019年2月総会で発表した、アンケート

2019年に、東京支部で初めて行った、セクハラに関するアンケートを振り返ってみます。団内回答数35でしたが、そのうちセクハラ被害を受けたことがあるとの回答は22.9%でした。容姿のこと、「大きくなったね」とか、「女性には労働組合の顧問は難しい」とか、「君の事務所は顔採用、よく採用されたね」「旦那様の前で口をあけて笑うとは何事だ」といった言動があったとか、懇親会で肩に手を回されたといった回答もありました。

4 ハラスメント防止のための取り組み

ハラスメント防止のための取り組みの前提として、まず、被害者は自分が惹起したと考える必要はありません。相談を受けた場合も、そのことを被害者自身に伝えることは重要です。

そのうえで、一人で我慢しているだけでは解決しないので、行動を起こすことをためらわないでほしいと思います。そして、周囲も行動を起こすことに対し、奨励し、支援していく姿勢が大切です。ただ、行動を起こすということはとても難しいことでもあるので、できなくても責めないことも大切です。

そして、特定の誰かが取り組むのではなく、みんなで取り組まないと、解決しないということは、意識する必要があります。セクハラではないかというような取り扱いが見受けられる場合は、注意を促すことをためらわないことです。特に会議中に受け流してしまうこともあるので、放置せずに指摘したいところです。

常日頃から、意識を持つことが重要なのだと思います。どんな人も性の違いによらず人格と個性を尊重し合う社会を作りたいければいいと思います。

記念集会概要

1 趣旨説明

東京法律事務所の滝沢でございます。

セクハラ窓口対応チームのリーダーを仰せつかっています。

東京支部で3年半前にアンケートを行い、セクハラ窓口を作る規定を作成しました。

アンケート自体は事案の性質上、あまりその後表に出て目に見えることはありません。しかし、やはり意識しなければいけません。

各団員もセクハラが問題となる事件を多数取り扱っていると思うが、各法律事務所は事業所としてセクハラ対策について整備することが不可欠になっていきます。

団東京支部としても、事業所として対応しなければなりません。



2 討論

最初に金子次長から基調発言があった。以下が発言の要旨である。

青龍団員の報告により、自分自身、セクシャルハラスメントについてきちんと勉強したことはなかつたので、勉強になった。

ひと世代前は、結婚やどう、彼氏彼女はというのが当たり前の会話になっていた。

こういった話は当たり前ではないということで考え方を変えていかなければならない。

セクシャルマイノリティの弁護団活動をやっているが、女性が担当することに違和感がある。別にセクシャルマイノリティが女性に多いわけではない。

いわゆる男性が、自分と違うものは女性に担当させるみたいなものがあるのではないか。

自由法曹団内部でセクシャルハラスメントの窓口があるのはいいことだが、やはり顔を合わせていないと匿名では言うが、具体的な誰かに指導してほしいという相談には至らないのが現状ではないかと思う。事務所でもセクハラの規定がないので、今後努力したい。



次に金幹事長から加害者に対しても注意してなかなか考えを改めないという発言があり、各事務所の取り組みを聞きたいと問題提起があった。

これを受け、出席者から自分の所属している法律事務所のセクハラの相談窓口の設置状況、規則等の制定の状況、実際に所内で起こってしまった事例、所内のセクハラに対する意識や課題と思われる点について発言があった。

多かった意見としては、悪意はない発言ではあるがセクシャルハラスメントに当たる言動が散見されるという意見であった。具体的には、独身の者に「結婚していないの」と聞くなどの発言である。男性の独身の所員に対する発言は問題と思われず、行ってしまっているのではないかという意見があった。特に集団事務所において、広い世代にわたって所員がおり、その中で意識の差異や被害があった場合に言い出せる環境を作ることが難しいという意見も複数出された。

また、前回のアンケート実施に至った事情についても紹介がされた。アンケート実施当時に執行部にいた平松団員からは、実施を決めた経緯について、ハラスメントを放置していることで、団に若手が結集しない原因となったのではないかという問題意識があったという紹介があった。窓口の設置から3年半あって表面的には改善されているのかもしれないが、どれくらい加害者の意識が変わっているのかはわからないと述べた。野澤幹事長からは、自由法曹団の恥部を見せる行為であり辞めるべきだという意見が当時あったと紹介された。

さらに、民主団体からのハラスメントの事例の紹介があり、意見交換の中で毅然とした対応をした事例の紹介がされた。

金幹事長から、アンケートについて今後も実施していきたい、さらに加害者側にアンケートを実施することも考えられるのではないかという問題提起があった。

3 閉会の挨拶

閉会の挨拶が野澤幹事長からされた。

セクハラの窓口を開設してよかったです。各事務所での発言が変わってきてていると思う。

相談件数は1件だが、効果がなかったわけではない。窓口があることで団員の意識が改善されたのではないか。他の団体へのインパクトが大きかったとも聞いている。

アンケート結果を支部の内部にとどめるわけではなくアンケートを配布したことがよかったと思う。

まだ、道半ばではあるが、今後も議論を続け、改善していきたい。



関東大震災99周年 「朝鮮人犠牲者追悼式典」の報告

宮川法律事務所 宮川 泰彦

(あたらためて関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典の歴史と東京都との関係を確認)

1973年に関東大震災の際に虐殺された朝鮮人犠牲者を追悼し、虐殺の歴史を知り不幸な歴史をくり返さず、民族差別をなくし、人権を尊重し、善隣友好の礎になることを願って都立横網町公園内に「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」が建立された。市民団体の呼びかけ運動により追悼碑建立実行員会

が結成され、その代表委員（13名で構成）には当時の都議会の全会派（自民・社会・公明・共産・民社）からも参加する形で全会派が追悼の碑建立に加わった。

翌1974年以降毎年9月1日には、日朝協会東京都連・日中友好協会東京都連合会・亀戸事件追悼実行委員会で構成する「9.1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典実行委員会」により追悼式典が執り行われ、歴代の都知事（美濃部から就任1年目の小池まで7代にわたる歴代の都知事）は追悼の辞を寄せ追悼碑の前で読みあげ紹介してきた。

（朝鮮人虐殺の歴史事実を否定する右翼の行動と小池都知事の追悼文不送付）

2017年から朝鮮人犠牲者追悼の碑から約20メートルしか離れていないところに建立されている別の追悼碑前で当実行委員会の追悼式典と同日同時間帯に大震災犠牲者追悼との名目を使い、「朝鮮人虐殺はデマだ。日本人の心を傷つけるもの。朝鮮人犠牲者追悼碑は事実に反することが書かれており、撤去を」などと叫ぶ右翼「そよ風」による妨害行動が始まった。多くの警察官が動員されるなど、公園の静謐も害されている。

小池都知事は右翼「そよ風」の妨害「集会」が始まった2017年以降は追悼の辞送付を拒否し続けている。今年も当実行会からの要請に応えず、当実行委員会は今年も抗議声明を発表し記者会見した。

機会があれば小池都知事の歴史上の事実から目をそらす姿勢、右翼そよ風との関係、在日外国人を治安の対象と見る姿勢などをまとめて紹介したい。

（今年9周年式典の概要）

コロナ禍でもあるので多くの人の参加は呼び掛けず、ネット中継併用で開催した。「悲惨な歴史的事実を語り継ぐことは今を生きる者の責務」との旨の実行委員長の開式のことばに始まり、宮司による祝詞奏上（例年は僧侶による読経だったが、昨年は基督教会牧師による祈祷と、宗平協の協力により宗教界と9.1式典のつながりが広がってきている）、韓国伝統舞踊家金順子さんの鎮魂の舞に続き、各界（関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会、亀戸事件追悼実行委員会、朝鮮総連東京都本部、日本共产党東京都議団、日本平和委員会）の追悼の辞が述べられた。続いて元日本弁護士連合会会长宇都宮健児さんと作家「九条の会」呼びかけ人澤地久枝さんの追悼メッセージが紹介された。

今年は韓国からのメッセージも複数あった。（韓国）関東虐殺100周忌追悼事業推進委員会共同代表のソン・ミヒさんが参列し通訳を介してメッセージを述べた。大韓国会国会教育委員長柳基弘（ユ・ギホン）議員から追悼の辞が届けられた。

大地震発生の11時57分黙祷の後、閉式の言葉、献花を行い12時15分頃終了した。

（今年の右翼の動きと都の対応）

朝鮮人犠牲者追悼の碑のすぐ隣に関東大震災が発生した1923年当時の東京市長だった永田秀次郎の歌碑がある。そよ風は「永田先生の碑に参ろう。順次3人一組で一組3分でお参りをし、お参りを終えたら（彼らの）式典会場へ戻りましょう」との行動をとった。我々の式典会場のすぐ隣にわざわざ近寄って来る分散型集団行動をとる、ということだ。都公園緑地課から事前に永田碑の前は使わないようとの連絡があつてそよ風の奇怪な動きを知ったので、当実行委員会と当実行員式典終了後の午後から追悼式典を執り行う朝鮮総連東京都本部は都の担当部局から事情を聴き対応に関する若干の意見を交換した。永田秀次郎の碑追悼を敢えて9月1日に実行する意味はない、明らかに見せつけ的でトラブルを発生させる危険がある。都には適切な対応を求めた。都は市民が公園に集まり移動することは自由で見

守ることしかない、だが騒ぎが生じる危険があるので永田の碑と朝鮮人犠牲者追悼の碑の間にはフェンスを設置すると説明し、彼らの集会場からと永田の碑までの間もフェンスを設置した。東京都は公園の静謐安全と言うが、彼らは物理的な静謐安全しか頭に浮かばないようだ。ヘイトスピーチを展開する団体、朝鮮人追悼碑撤去を求める行動をとっている団体に人権尊重の観点からの秩序維持を求めるという姿勢は見られなかった。

当方の式典の最中にすぐ隣の永田碑前には2～3人の足がフェンスを通して見えた。フェンスでの仕切りと警察官・都職員の配置がなされトラブルは発生しなかった。安らかな公園にふさわしくない物々しい警備だった。

(韓国からの連帯挨拶・韓国報道スタッフが多くなっている)

上記の韓国からの追悼の辞・メッセージが複数寄せられたのは私が知る限りでは初めて。昨年は韓国の市民団体「独立」からメッセージが寄せられた。新鮮に感じた。

今年の2名(団体)の追悼の辞、メッセージはいずれも韓国の団体・議員の方からの申し出による発信で(昨年の市民団体「独立」も)誠に有難い。共通しているのは、犠牲となった朝鮮人を追悼する日本の皆さんに感謝の意を表したうえで、犠牲となった朝鮮人に対する補償も謝罪もなく当時の日本政府の責任は明らかにされないままである、韓国政府としてキチンと日本政府に当時の誤りを謝罪することを求め、被害者に対する被害補償を行うことを求める運動の表れであるようだ(不正確な点があるかもしれないが)。

ここ数年は韓国マスコミの取材が多くなっている。虐殺から100周年を迎える。あらためて韓国マスコミも関東大震災朝鮮人虐殺の歴史に目を向け、日本での追悼運動などを紹介しながら韓国国民へ届けるために日本における市民運動などからの取材を展開しているようだ。

(来年100周年)

あらためて関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典を執り行う意味・意義を確認し合いたい。

関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典は、過去の悲惨な事実を直視し、誤った過去の歴史的事実を忘れず反省し絶対に二度と同じあるは類似の過ちを繰り返させないことを確認し合う場である。安倍元首相に典型的にみられたように、日本人として恥ずかしい歴史的事実はなかったことにする、あるいは触れない流れが横行している。関東大震災朝鮮人犠牲者追悼の運動は排外・民族差別と結びついた歴史修正を許さない運動もある。100周年はそのような運動の通過点である。これからも支部団員の皆様の理解と支援を願いたい。

核兵器禁止条約と憲法9条

旬報法律事務所 野澤 裕昭

2021年人類の歴史上はじめて核兵器を違法化した核兵器禁止条約が発効した。2022年9月現在で批准68ヶ国、署名91ヶ国となっている。核なき世界は単なる理想ではなく現実的なものとなっている。

他方、戦争放棄した日本国憲法9条に対してはロシアのウクライナ侵略を契機に非現実的だとする勢力が伸長している。両者の間にギャップがあるようだ。これまで核廃絶運動と憲法運動は共同しながらも独自に動いてきたようだ。それは核廃絶運動は戦争自体は否定せずその手段としての核兵器を禁止するのに対し9条は戦争そのものを禁止するという違いに一因があったと思う。しかし、今日、ウクライナ侵略にみられるように核保有国による戦争は核兵器の使用の危険を伴う。戦争の禁止と核兵器の禁止はここにおいては一体と言える。これを国内でみれば、敵基地攻撃能力論が好例と言える。岸田内閣は敵基地攻撃能力論を年内にも国家安全保障戦略に取り入れようとしている。同政策は一撃で敵国の反撃の意思、能力を喪失させることで抑止を図ろうとする理論である。これは敵国の軍事力を凌駕する軍事力を持たなければ達成できない。敵国が核兵器を持っていればこちらも核兵器を持たなければ成り立たないのである。同時に、敵国に核兵器を先に使用されてしまえば敵をせん滅する前にこちらがせん滅されてしまう。必然的に先制攻撃を肯定することにならざるを得ない。事実、日本政府はアメリカが核先制不使用宣言をしようとしたときこれを断念させてきた。先制攻撃しないと宣言することは核抑止力を弱めるとの考え方である。こうして敵基地攻撃能力論は「核先制使用」に限りなく近づく。同時に「核先制使用」は憲法9条が禁じる海外での武力行使に限りなく近づくことになる。なぜなら核先制使用は国内ではなく海外の敵国内で行われるからである。核兵器の先制使用は核禁条約が強く反対するものであり憲法運動とまさに一致する。

憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義」が揺らいでいるという意見もあるが、核禁条約発効は「諸国民の公正と信義」が生きていることを示している。9条運動が核先制不使用=海外での武力行使反対を唱えることで核廃絶運動、核禁条約運動との共同を一層強化することができるし、するべきであると思う。

憲法署名はじめました

旬報法律事務所 船越 賢明

旬報法律事務所の取り組みについてご報告いたします。

所員と依頼者で構成する旬報9条の会では、3ヶ月に一度ニュースを発行し、情勢や憲法・人権にかかわる問題を会員の皆様にお伝えしています。ニュースは約430名の会員に配布しており、本年3月発行のニュースに「憲法改悪を許さない全国署名」を同封したところ、217筆が寄せられました。

また、7月下旬、事務所ニュース発行にあわせて、上記署名のお願い文・署名用紙・返信用封筒を同封し、依頼者や関係者およそ6000名に発送したところ、9/26現在、1047筆が寄せられました。

署名とともに激励のお手紙をいただくこともあり、なかには、「息子が自衛隊に所属しており、署名に協力する」との切実なメッセージもありました。



事務所として、明文改憲や大軍拡に反対するため、上記以外の運動にも積極的に取り組み、今後、宣伝や学習会などを含めて、憲法の魅力を伝える活動を進められたらと思います

9・19と9・27集会に参加して

「さようなら戦争 さようなら原発9・19大集会」に参加しました

事務局次長 岩本 拓也

9月19日に、東京・代々木公園で行われた「さようなら戦争 さようなら原発9・19大集会」に参加しました。主催は、「総がかり行動実行委員会」と

「さようなら原発・1000万人市民アクション実行委員会」でした。時折強い雨が降る中でしたが、主催者発表で、1万3000人が参加したとのことでした。各発言者からの国葬に対する怒りの訴えや原発の再稼働を許さない旨の訴え、辺野古埋立てを許さない訴え等に対して、大きな拍手が送られていました。団員の大住広太さん（改憲問題対策法律家6団体連絡会）からは、「国葬」は法的根拠もなく、実施すればさまざまな形で弔意の強制が行われる危険があると指摘し、「反対の声を強めていきましょう」といった発言がありました。



集会後は、渋谷コースと原宿コースに分かれてデモ行進を行いました。

集会を通じて、憲法と立憲主義を無視した政治を行う岸田政権に対する市民の大きな怒りを感じました。当日は、集会開始前のプレコンサートからデモ行進まで参加しましたが、多くの市民と一緒に声を上げていくことはとても意義のあることだと感じました。今後も、みんなで声をあげ続けていくことが重要だと感じました。

「国葬」反対9. 27国会前大行動に参加して

八王子合同法律事務所 塚本 和也

はじめまして。または大変ご無沙汰しております。8月に八王子合同法律事務所に移籍しました、67期の塚本和也と申します。

弁護士1年目が戦争法強行採決の年で、よく国会前に行っていました。国葬前日に足立区から八王子市に引っ越しました。ひさしぶりかつはるばる国会前に行ったので最初から最後まで参加していたら、この原稿を書かせていただくことになってしまいました。

さて、13時半ごろ霞ヶ関駅に着くと、駅構内には集会参加者が多くて、トイレは行列となっていました。出口は閉鎖されていなかつたですが国会前まで少し遠回りさせられて向かいました。国会近くの歩道は、集会参加者と通り抜ける人用に半分に分けられていました。国会手前100メートルほどで集会参加者用の列が進まなくなつたので、通り抜ける人用の道で団の旗のところまで行きました。その後続々と団員や事務局の方々が集まつきました。延べ100人ほど参加されたかと思います。

14時、集会が始まりました。実行委員会の菱山さんが、「今日は自由民主党の葬式」だとの熱い訴えとともにコールを行いました。本当に共産党よりも自民党が名前を変えるべきだと思います。続いて立憲野党の各代表が国葬の問題点をわかりやすく力強く訴えました。志位委員長が「安倍政権こそが戦後最悪の政権」と言い切ったのが印象に残りました。さらにカトリック教徒でフェミニストの方、在日ビルマ労働組合の方や広島の住職の方の話など、当事者の発言もよかったです。フォークソングは心に響きましたが、正直、個人的には少し長いと感じました。原発や基地の被害者、過労死遺族、統一協会元信者の方などの発言もあれば、よりよかったです。

参加者は約1万5000人とのことでした。19日祝日の1万3000人よりも多く平日昼間に集まるとは思っていませんでした。実行委員会の方が何度も「警察の不当な介入・弾圧を防ぐために交通誘導にご協力ください」と呼びかけていたおかげか、トラブルはなかったようなので、よかったです。いつかまた道路にあふれたいとも願っています。

たくさんの方とひさしぶりにお会いできて、思いを共有できたので、参加してよかったです。参加できなかつた方も含め、引き続き、自由と民主主義を守るために頑張っていきましょう！



国葬反対国会前集会に参加して

城北法律事務所 和田 壮一郎

9月27日に国会前の安倍晋三元首相への国葬反対集会に参加しました。大勢の市民が集まつて怒りをあらわにしている光景は圧巻でした。人が多すぎて通行が大変でした。国葬については、安倍晋三元首相の功罪の問題というより、基準なく誰かを祭り上げるような国家行事自体やめるべきではないかと思っています。国は、安倍さんを悼むことを強制していないとしていますが、半旗を掲げる自治体、学校があるなど強制されていると考えざるを得ません。

9月三多摩幹事会議事録

1 報告事項・確認事項（この間の主な取り組み）

8月26日 サマーセミナー 講師中野晃一上智大学教授

感想：立憲民主党の内部についてかなり詳しく聞けて良かった。立憲民主党の動搖、野党共闘が進まない状況。日本の左翼の力は弱くない、リベラルが弱いということを聞けた。内部での失敗を議論するより前向きに頑張りたい

9月 5日 新宿区政学習会「自治体における情報公開と公文書管理」

9月 8日 革新都政をつくる会 街頭宣伝（新宿駅西口）

9月14日 声明 安倍元首相の「国葬」に弔意を強制することは許されない

首相官邸、各政党、友好団体（30～40）、マスコミには執行済み。

東京都知事、東京都の各会派にも執行する。弔意の強制等を避けるために地方自治体にも出したい。

9月16日 映画『サンマデモクラシー』映画上映会（城北法律事務所主催）

9月19日 さようなら戦争・さようなら原発大集会（代々木公園）

悪天候の中、1万3000人（公称）。立憲からも挨拶も。行進で若者にもアピールできた。

2 今後の取組と検討事項

(1) 新署名「憲法改悪を許さない全国署名」への取り組み

現在の集約状況

各事務所に状況を確認する。

(2) 安倍国葬への対応

9月27日 安倍元首相「国葬」反対 国会正門前大行動

団支部、団本部は旗を立てる。支部メールで宣伝していく。

(3) 9月28日 セクハラ窓口開設3周年記念集会

各事務所から出席してもらいたいので電話かけ。各事務所から発言を求めたい。

窓口のパンフレット作成し周知。

(4) 2023年東京支部50周年イベント

2023年11月10日（金）に決定。

(5) サマーセミナー報告

(6) 【参加要請】9月23日 東京地方労働組合評議会 定期大会

(7) 東京革新懇の世話人会（野澤支部長）

五十嵐教授（法政大学）講演

統一協会問題、国葬問題。国民も説明に納得していない。

防衛費増額、敵基地攻撃能力等の問題が年末に来る。

(8) 敵基地攻撃能力についての東京都選出の国会議員に対するアンケート案を作成

有識者会議で17回議論、内容が明らかになっていない。敵基地攻撃能力保有についての認識を

先制攻撃論との関係で特に案を作った。引き続き議論。

(9) 都立高校入試 スピーキングテスト問題

団支部として取り組みたい。問題山積。問題点を10月幹事会

中野明日香（東京南部法律事務所 事務局）による講演会を実施報告予定

三多摩幹事会後に宣伝を行いました。

安倍国葬反対、敵基地攻撃能力保有反対の街頭宣伝中。立川駅北口。100枚のビラが飛ぶようになくなりました。安倍国葬と改憲は繋がっていると訴えています。

演説を聴いていた青年は、国葬は許せない。私達がこんなに苦しんでいるのに、なぜ、国民の税金をつかうのか、誰が賛成しているんだと、怒りの声をあげました。



全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れています。
- 支払対象外期間は4日と7日の何れかを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間0日」になります。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、
職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張保険特約
セッタ、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430



長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張保険特約セッタ、
対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間	372日型		737日型		
	満年齢	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843	
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109	
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636	
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646	
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887	
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442	
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303	
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454	

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3横浜ビル3F
TEL : 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-5401 FAX : 03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ20-07693 2020年10月15日)